

蕨市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

蕨市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和 50 年蕨市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「同要綱で」を「同要綱に」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に定める 2 級の障害を有するもの

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 58 条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条の 2 第 3 号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者が、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合も含む。）をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号ク中「いない」を「いない場合」に、「有しない、又は」を「有しない場合又は」に改め、同項第 2 号から第 8 号までの規定中「本市」を「蕨市」に改め、同項第 9 号中「本市」を「蕨市」に、「いないか」を「いない場合」に、「有しないか、又は」を「有しない場合又は」に改め、同項第 11 号及び第 12 号中「いた者」を「いたもの」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの一部

負担金」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金
- (2) 第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

第8条第2項中「代って」を「代わって」に改める。

第11条及び第12条中「ことができる」を「ものとする」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年9月3日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄